

## 青の煌めきあおもり国スポ六戸町開催競技会場設営・撤去等業務 仕様書

### 1 業務委託番号

六国ス委第5号

### 2 業務の名称

青の煌めきあおもり国スポ六戸町開催競技会場設営・撤去等業務

### 3 履行場所

六戸町総合運動公園

### 4 履行期間

契約日の翌日から令和8年11月27日まで

### 5 目的

六戸町が開催する第80回国民スポーツ大会「青の煌めきあおもり国スポ」（以下、「大会」という。）の軟式野球競技会を安全かつ円滑に運営するため、仮設物、物品等（以下、「仮設物等」という。）の適正配置、参加者の安全な動線確保等に配慮した会場設営および維持管理等を行う。

### 6 業務内容

- (1) 大会会場等の設営・撤去に係る詳細計画・配備計画の作成
- (2) 大会開催に必要な仮設物等の搬入、設営、保守および管理業務
- (3) 施設の既存設置物の移動および既存備品の設営、撤去および配置転換業務
- (4) 発注者手配物等の設営、撤去、保守および管理業務
- (5) 競技会終了後の仮設物等の撤去および原状回復業務
- (6) 行幸啓・お成りに係る詳細計画等受入れ準備に必要な業務
- (7) 上記業務に必要な関係機関への申請および調整業務
- (8) 競技期間前における実施競技に係る中央競技団体の最終確認を受けた会場設営の変更、修正業務
- (9) その他本業務の実施に必要な業務

## 7 競技会の開催期間等

開催期間	内 容
10月9日～10月10日	公式練習日
10月11日～10月13日	競技会（7位・8位表彰式含む）
10月14日	予備日

競技会場：六戸町総合運動公園野球場（六戸町大字犬落瀬字下久保 1-174）

練習会場：六戸町総合運動公園多目的広場（同上）

## 8 設営・撤去等期間

区 分	期 間
設営期間	10月5日から10月9日まで（練習会場は8日まで）
保守・管理期間	設営終了後から10月14日まで
撤去期間	競技会終了後から10月17日まで

## 9 仮設物等の仕様

- (1) 仮設物等の仕様および数量は、大きさおよび性能・機能等において、「内訳明細書」および「特記仕様書」記載のものと同等品以上のものとする。なお、指定がある場合は当該製品とし、やむを得ず指定された製品以外のものを使用する場合は、事前に発注者と協議のうえ承認を得ること。また、数量および会場レイアウトについては変更となる可能性があるため、発注者の指示に従い適宜変更対応すること。
- (2) 受注者が用意する仮設物等は、すべて会社名等を明記し、施設備品および発注者備品等と簡単に区別できるようにすること。
- (3) 受注者が用意する仮設物等は、錆・傷・汚損等のないものとし、指定された製品を除き統一性を持たせること。なお、発注者から交換の指摘があった仮設物等については、直ちに交換すること。
- (4) 「青の煌めきあおもり国スポ」に係る各種デザイン等の使用にあたっては、青の煌めきあおもり国スポ・障スポ実行委員会が策定した「デザインガイドマニュアル」等を遵守すること。
- (5) 大会期間中において、仮設物等の使用に必要な消耗品の備え付けおよび点検補充を行うこと。

## 10 官公庁その他関係機関への手続き

本業務の実施に際し、関係法令により必要となる許認可申請、届出等について、関係機関と事前に協議を行い、以降の設營業務がスムーズに実施できるよう手続きを行うこと。

また、官公庁その他関係機関に対する必要な届出、申請等の手続きは、あらかじめ発注者へ関係書類等を提示し、承認を得た後、受注者がその業務を代行すること。なお、関係書類の作成、届出および申請に伴う費用は受注者の負担とする。

## 11 現場管理

受注者は、設営着手から撤去終了までの期間のうち、設営作業および発注者が大会運営を行う間、本業務に熟知、熟練し、作業判断を下せる現場責任者および作業員等を会場に常駐させ、円滑かつ安全で効率的に業務を遂行すること。

## 12 設営撤去

- (1) 設営については、設計図書等（仕様書、特記仕様書、内訳明細書および図面）により行い、発注者および当該会場施設管理者と十分協議したうえで実施にあたること。また、必要に応じて詳細設計図を作成すること。
- (2) 設営について、発注者と協議したうえで図面等の設計変更が必要となった場合は、新たに変更後の図面等の提出を行うこと。図面等の作成においては、Windows パソコンで表示可能な形式（PDF 形式および JPEG 形式）で作成すること。
- (3) 発注者が手配した備品および会場施設の備品等を使用する場合は、それらの運搬、設置、撤去、返却等を行うこと。
- (4) 仮設物等の設置については、風雨対策を万全に施し、倒壊、飛散しないように針金、ウエイトもしくは杭等堅牢な固定方法により設置するとともに、安全対策を確実に実施すること。  
また、既存の状態では設置不可能な場合は、発注者と協議の上、破損のないよう養生を施すこと。
- (5) 同じ会場で並行して作業を行う他の委託業者がある場合、事前に工程調査を十分に行い、それぞれの作業が期限内に円滑に履行できるようにすること。
- (6) 大会終了後、速やかに仮設物等を撤去し、会場設営に際して移動した資材、物品等を原状に復するとともに、現地の状態が原状と異なる場合は必要な整備を行い、当該会場を原状に回復すること。施工に伴い発生した構造物等の破損、騒音・振動・濁水・交通障害等による事業損失にかかる補償については、受注者の負担とする。
- (7) 設営および撤去により発生した廃棄物等の処理は、関係法令に基づき、受注者の責任において適切に行うこと。なお、これに伴う費用については、受注者の負担とする。
- (8) 設営および撤去業務完了後、速やかに発注者に報告し、発注者の確認を受けること。なお、受注者は発注者に対し、設営前、設営後、撤去後の状態がわかる

記録写真を提出すること。

- (9) 資格を要する業務については、有資格者が行うこと。
- (10) 本大会前に利用する「タブレット」1台、「ポケットWi-Fi」1台については、令和8年7月18日～7月20日開催のプレ大会で使用するため、必要な設定等を完了した状態で納品すること。また、納品および返却に要する費用は受注者が負担すること。
- (11) 本大会で利用する「タブレット」1台、「ポケットWi-Fi」1台については、令和8年9月4日から利用を開始するため、発注者と協議し準備を行うこと。

### 13 保守管理

- (1) 仮設物等は、常に使用可能な状態に保守管理し、必要に応じて移設、修理、交換、補充等を速やかに行うこと。これに伴う費用については、発注者の責めに帰すべき理由によるものを除き、受注者の負担で行うこと。
- (2) 受注者は、仮設物等について、破壊行為などの危害が及ばないように、適宜巡回して安全確保にあたること。
- (3) 荒天により、継続して設営が困難であると判断した場合は、発注者と協議のうえ、速やかに撤去を行い、天候の回復を待って発注者の指示により再度設営をすること。なお、これに伴う費用については、別途協議する。
- (4) 保守管理に従事する者は、発注者が貸与するADカードを着用すること。

### 14 安全管理

受注者は、安全管理として、次に掲げる事項について万全を期すること。

#### (1) 履行場所の管理

労働者の安全および衛生管理、整理整頓、公害防止並びに周辺への配慮を行うこと。

#### (2) 交通法規の遵守

ア 構内に駐車できないときは、受注者の責任において適切な駐車場を確保すること。

イ 運搬車輛の最大積載量を厳守し、通行車両・通行人の安全対策等を講じること。

#### (3) 保護対策

ア 本業務の実施に際し、既設物および既存施設等に対する養生等、保護対策を十分に施し、破壊や汚損を防ぐこと。また、設営のため必要な形状の変更等については、十分に協議の上施工し、撤収後は速やかに現状復旧をすること。

イ 大型車両等による資材の搬入や作業を行う場合は、現地をよく確認し、路面陥没等のないよう必要な養生をすること。また、通行人等に対する安全対策を

徹底すること。

- ウ 芝生上へ設置する仮設物等は、芝生が枯死することがないように、設置期間に留意するとともに、必要に応じて保護対策を行うこと。撤去後、枯死等が見られた場合は、速やかに原状回復を行うこと。
- エ 施設備品、他施設からの借用物品および発注者の所有物品等、受注者の所有ではない物品については適切に取扱い、破損または汚損しないように十分留意すること。なお、破損または汚損した場合は、速やかに発注者に報告し、受注者の責任により原状回復を行うこと。

#### (4) 緊急対策

- ア 仮設物等の倒飛壊や破損など、緊急事態に即時対応可能な保守・管理体制を整えたとともに、緊急時には発注者の指示により直ちに対応すること。
- イ 受注者は、災害、事故の発生が予測される場合など、特に必要と認めるときは、発注者の指示を受け、臨機の措置をとること。
- ウ 不測の事故が発生した場合等、やむを得ない事情があるときは、受注者の責任において、受注者の判断により臨機の措置をとるとともに、直ちに発注者に報告すること。また、その措置の内容について発注者から指示があった場合は、速やかにその指示に応じて対応すること。

#### (5) 安全対策

- ア 仮設物等については、強風による事故等が発生しないように転倒防止措置を適切かつ確実に施すとともに、大会期間中においても、適宜巡回して異常の有無の確認にあたること。万一、異常を発見した場合は、速やかに発注者に報告するとともに、修理等適切な措置を講じること。
- イ 来場者（選手および監督、大会関係者、一般観客等）の安全を第一とし、交通その他の混雑等を可能な限り予測して対策を施すこと。
- ウ 万一、人身事故や施設損傷など重大な事故が発生した場合は、速やかに発注者に報告するとともに、安全確保および労働災害処理等、適切な措置を講じること。
- エ 災害発生または異常事態発生時における安全対策およびその措置を講じること。
- オ 設営期間中においても、必要に応じて仮囲い・誘導員の配置等を行い、万全な安全管理を行うこと。特に、大型車両が搬出入する際には監視員を配置するなど、十分な配慮を行うこと。

#### (6) 損害・事故責任

本業務の履行に際し、受注者の瑕疵により既設物、仮設物等への破損、紛失、第三者への事故等が発生した場合は、すべて受注者の責任とし、発注者はいかなる責任を負わないものとする。また、設営された仮設物等の火災、盗難、破

損、いたずら等による事故については、発注者はいかなる責任も負わないものとする。ただし、発注者の責めに帰すべき理由による場合は、この限りでない。

(7) 保険

労働災害保険、賠償責任保険、動産総合保険等、本業務に必要となる保険に加入すること。また、受注者が搬入した仮設物等の破損、紛失、盗難等については、受注者の加入する保険等で対処すること。

15 法令・条例等の遵守

受注者は、本業務の履行に関係する法令、条例等を遵守すること。

なお、法令、条例等に基づき必要な許認可や有資格者の配置等については、適切に対応すること。

16 提出書類

受注者は、次の書類等を発注者に提出しなければならない。

各書類等の提出期限については、別途発注者が指定する日とする。

(1) 契約締結後

ア 契約金額内訳明細書（積算内訳書）

イ 着手届

ウ 主任担当者届

エ 業務工程表

オ 業務履行体系図（組織図）および緊急電話連絡体制図

カ 労働災害保険、賠償責任保険、動産総合保険等の写し

キ その他発注者が指示するもの

(2) 業務終了後

ア 完了届

イ 納品書

ウ 業務完了報告書（現場撮影写真、業務打合せ記録簿等を含む）

エ 現場撮影写真電子データ（設営前・設営後・撤去後）

オ 引渡書（検査合格後）

カ その他発注者が指示するもの

17 適用

(1) 範囲

本仕様書は、本業務の基本的事項について定めるものであり、本仕様書に明記されていない事項でも、業務遂行上必要な事項は発注者と協議のうえ、受注者

の責任において誠実に履行すること。

(2) 疑義

本仕様書の記載事項に疑義が生じた場合は、発注者と協議すること。

18 契約に関する条件等

(1) 中止等の場合の支払い

荒天その他の理由により、大会の全期または一部期間が中止等になった場合、競技会場等における仮設物等の経費については、実際に生じた支払額に応じ、相互協議のうえ変更契約の対象とする。

(2) 再委託等の制限

受注者は、業務の全部を一括して第三者に委任し、または請け負わせてはならない。ただし、業務の一部を第三者に委任し、または請け負わせるときは事前に書面にて報告し、発注者の承諾を得た場合は、この限りではない。

(3) 業務の履行に関する措置

本業務内容および業務にあたっての留意事項に反し、再三の指摘にも関わらず改善しない場合は、契約書の定めに基づき、本業務の委託を破棄できるものとする。

(4) 機密の保持

受注者は、本業務（業務の一部を第三者に委託し、または請け負わせた場合を含む。）を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、契約の目的以外に利用し、または第三者に提供してはならない。

また、本業務に関して知り得た情報の漏洩、滅失、棄損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

なお、契約終了後も同様とする。

(5) 個人情報の保護

本業務を処理するための個人情報の取扱いについては、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）、六戸町個人情報保護条例（平成 17 年条例第 3 号）およびその他個人情報の保護に関する法令、条例ならびに規定等を遵守しなければならない。